

## 2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

項目	安全対策
<p>1 ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。</li> <li>・ ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、厳に慎むこと。</li> <li>・ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。</li> <li>・ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。</li> <li>・ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになると自動的に給油を停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。</li> </ul>
<p>2 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるととも</li> </ul>

		<p>に、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き取りを同時に行わないこと。</li> </ul>
3	移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等	<p>移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とし、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。</li> <li>・ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。</li> <li>・ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。</li> <li>・ 船舶との間で取扱いがある場合は、確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め定めておくこと。</li> </ul> </div>

移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合において、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- ・ 給油時の漏れ、あふれ等による流出事故の発生危険性（満量時の自動停止機能や最大吐出量の設定等による、給油時の漏れ・あふれ等の防止等。）
- ・ 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（万一流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備による被害拡大の防止等。）
- ・ 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油に関係ない者の立入りの管理及び給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中への対策等。）
- ・ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（防火塀、隔壁等による周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大への対策等。）
- ・ 船舶との間で取扱いがある場合は、確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め定めておくこと。